

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

要綱

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条

第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月二十二日とすること。